

東京都福祉人材対策推進機構説明資料

# 介護福祉士を目指す外国人留学生の 受入れ状況と課題



令和元年6月18日(火)  
公益社団法人 日本介護福祉士養成施設協会  
参事 山田 洋輔

# 介養協の概要

(かいようきょう)

- 名称

公益社団法人 日本介護福祉士養成施設協会

- 概要

「社会福祉士及び介護福祉士法」(昭和62年法律第30号)に定める介護福祉士養成施設(一般に、介護福祉士を養成する専門学校、短期大学、大学)の全国団体です。1988(昭和63)年4月、わが国で初めて開校した25校の有志が呼びかけて翌1989(平成元)年4月28日任意団体として発足し、1991(平成3)年3月27日社団法人として厚生大臣から設立許可されています。平成25年4月1日公益社団法人に移行しました。

- 事業目的

介護福祉士養成施設の教育の内容充実及び振興を図るとともに、介護に関する研究開発及び知識の普及に努め、もって国民福祉の増進に寄与することを目的としています。

- 会員

全国の介護福祉士養成施設が入会しています。

会員は養成施設の代表者で375名(2019年5月現在)。

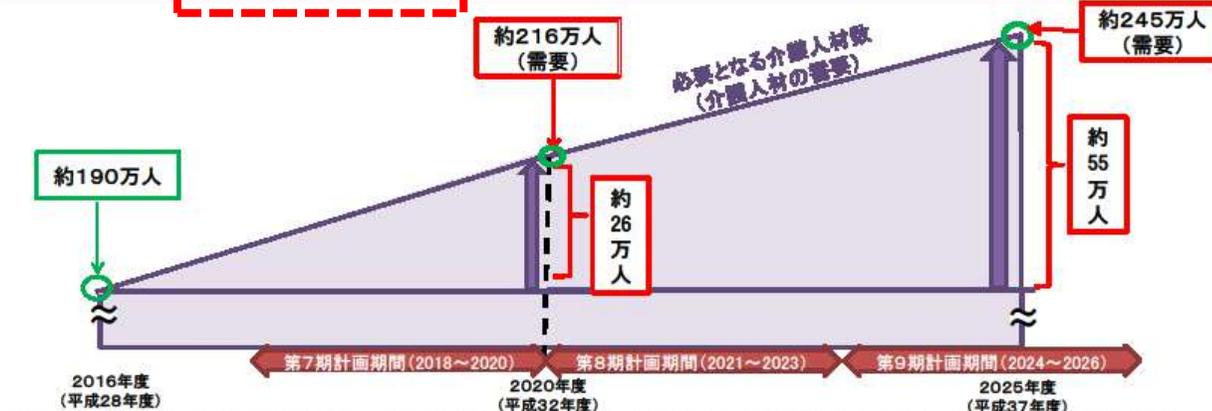
# 1 在留資格介護について

## 1-1 介護人材の必要数

### 第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数について

別紙1

- 第7期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護人材の需要を見ると、2020年度末には約216万人、2025年度末には約245万人が必要。
- 2016年度の約190万人に加え、2020年度末までに約26万人、2025年度末までに約55万人、年間6万人程度の介護人材を確保する必要がある。
- ※ 介護人材数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する介護職員数に、介護予防・日常生活支援総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員数を加えたもの。
- 国においては、①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入環境整備など総合的な介護人材確保対策に取り組む。



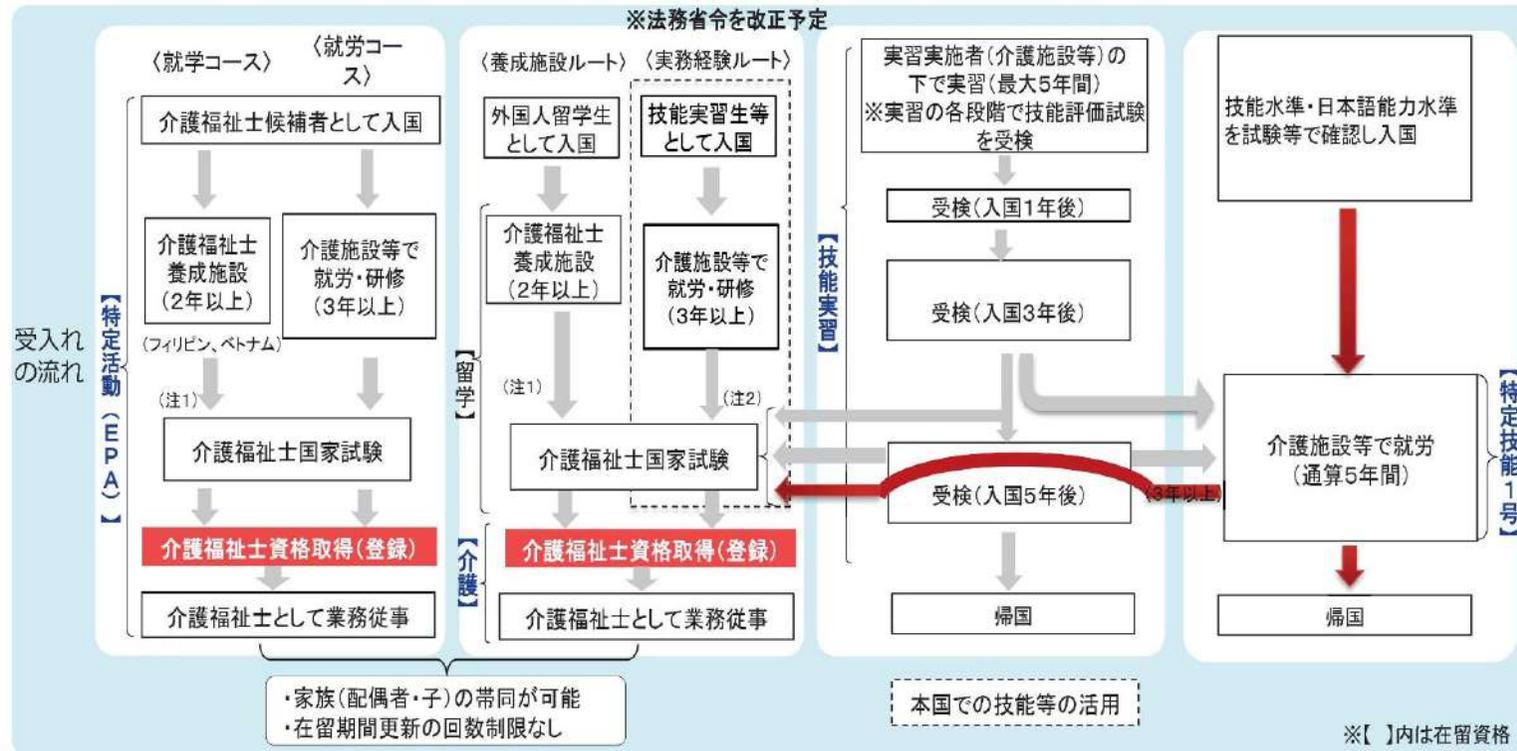
注1) 需要見込み (約216万人・245万人) については、市町村により第7期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量 (総合事業を含む) 等に基づく都道府県による推計値を集計したもの。

注2) 2016年度の約190万人は、「介護サービス施設・事業所調査」の介護職員数 (回収率等による補正後) に、総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員数 (推計値: 約6.6万人) を加えたもの。

(厚労省: 第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数について)

# 1-2 外国人介護人材受入の仕組み

	EPA (経済連携協定) (インドネシア・フィリピン・ベトナム)	在留資格「介護」 (H29. 9 / 1 ~)	技能実習 (H29. 11 / 1 ~)	特定技能 1号 (H31. 4 / 1 ~)
制度趣旨	二国間の経済連携の強化	専門的・技術的分野の外国人の受入れ	本国への技能移転	人手不足対応のための一定の専門性・技能を有する外国人の受入れ



(注1) 平成29年度より、養成施設卒業者も国家試験合格が必要となった。ただし、平成33年度までの卒業者には卒業後5年間の経過措置が設けられている。

(注2) 「新しい経済対策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)において、「介護分野における技能実習や留学中の資格外活動による3年以上の実務経験に加え、実務者研修を受講し、介護福祉士の国家試験に合格した外国人に在留資格を認めること」とされており、現在、法務省において法務省令の改正に向けて準備中。

### 1-3 ビザ(査証)と在留資格の違い

ビザ(査証)		在留資格
外国人が日本へ入国しても支障がないと判断したことを、日本の入国管理局に紹介するもの	内容	外国人が日本において適法で在留・活動するために必要な資格(許可)
外務省	取扱い官庁	法務省
海外の日本大使館や総領事館等(在外公館) ／日本入国前	審査場所	入国管理局(入国審査官)
日本入国前	発給時期	日本入国後
パスポート(旅券)内に1ページ大のシールとして貼付	発給後の取扱い	中長期在留者には、「在留カード」を交付するが、中長期在留者以外には、パスポート(旅券)内に証印シールを貼付

# 1-4 在留資格「介護」の創設

## 背景

- 要介護者 608万人(H27年度)
- 介護従事者 183万人(H27年度)
- 今後の需要 H37年度に約250万人必要

### ★質の高い介護に対する要請

高齢化の進行等に伴い、質の高い介護に対する要請が高まっている。

### ★介護分野における留学生の活躍支援

現在、介護福祉士養成施設(=大学、専門学校等)の留学生が介護福祉士の資格を取得しても、我が国で介護業務に就けない。

### 「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)

**担い手を生み出す ~ 女性の活躍促進と働き方改革  
外国人が日本で活躍できる社会へ**

(持続的成長の観点から緊急に対応が必要な分野における新たな就労制度の検討)

○ 我が国で学ぶ外国人留学生が、日本の高等教育機関を卒業し、介護福祉士等の特定の国家資格等を取得した場合、引き続き国内で活躍できるよう、在留資格の拡充を含め、就労を認めること等について年内を目途に制度設計等を行う。

(参考)  
介護福祉士登録者数  
139.8万人(H27年度)  
介護福祉士養成施設数  
379校(H27年4月)

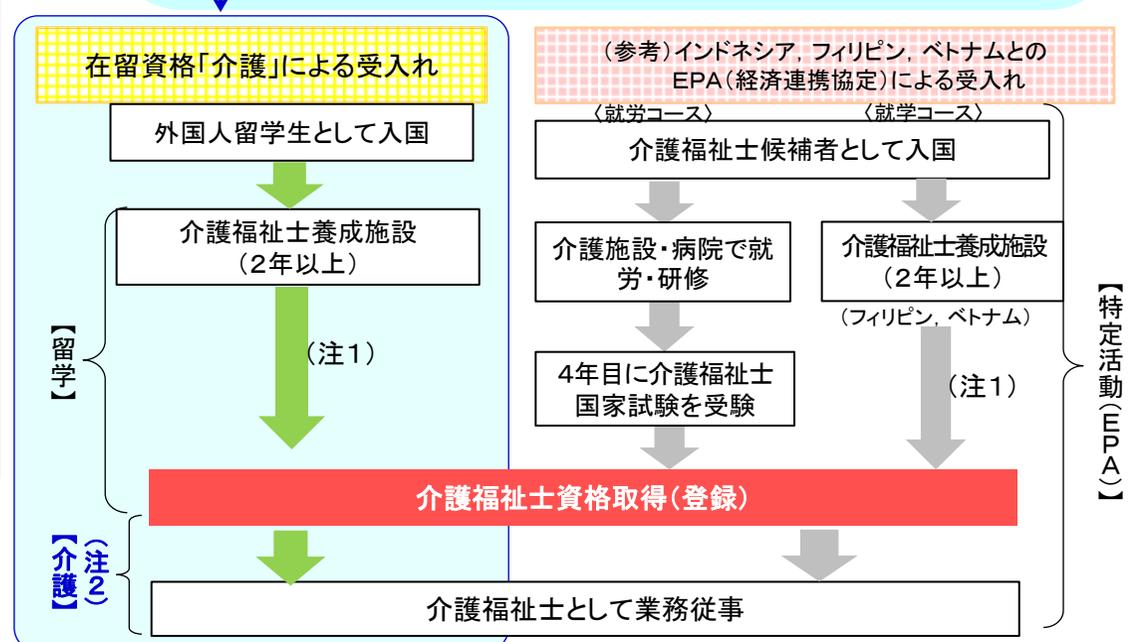
(注1)平成29年度より、養成施設卒業生も国家試験合格が必要となる。ただし、平成33年度までの卒業生には卒業後5年間の経過措置が設けられている。

## 在留資格「介護」の創設

入管法別表第1の2に以下を追加

平成29年9月1日施行

介護	本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動
----	--

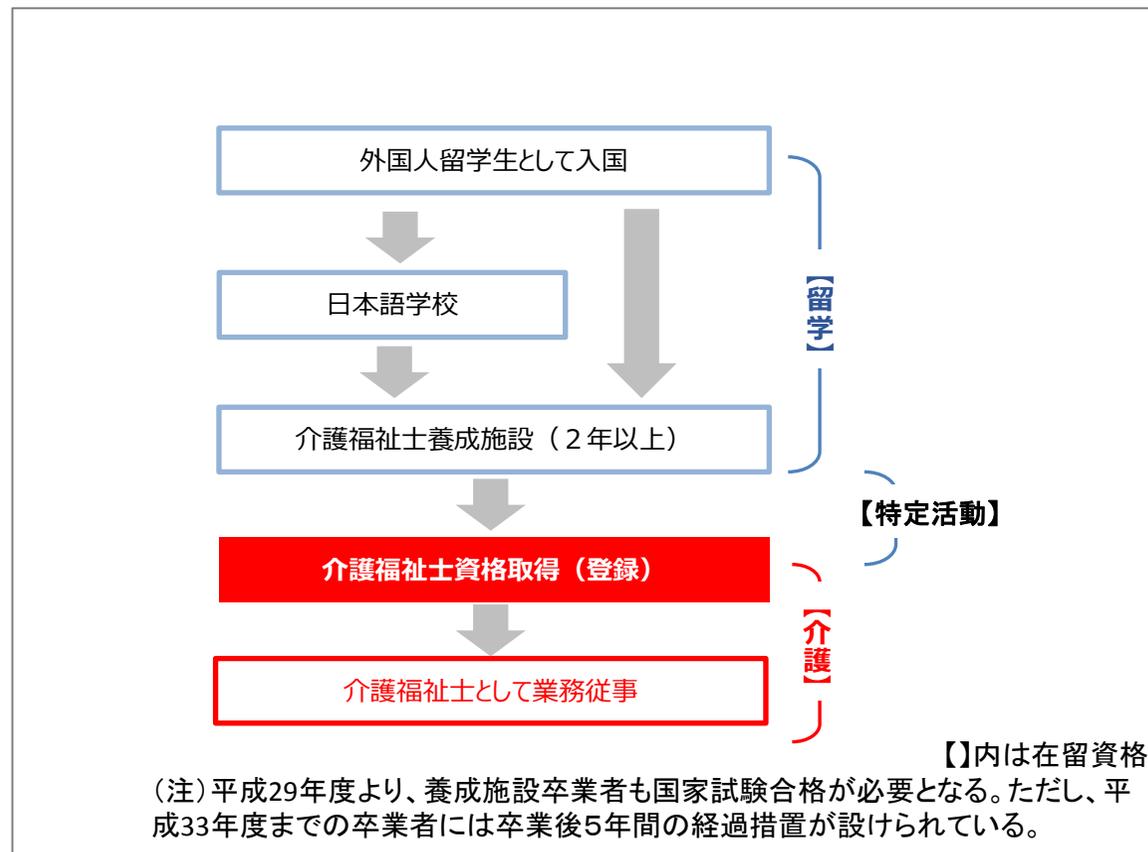


(注2)特例措置について

本邦の介護福祉士養成施設を卒業した外国人が、平成29年4月から改正法施行までの間に、介護福祉士として介護又は介護の指導を行う場合には、特例措置として「特定活動」を許可

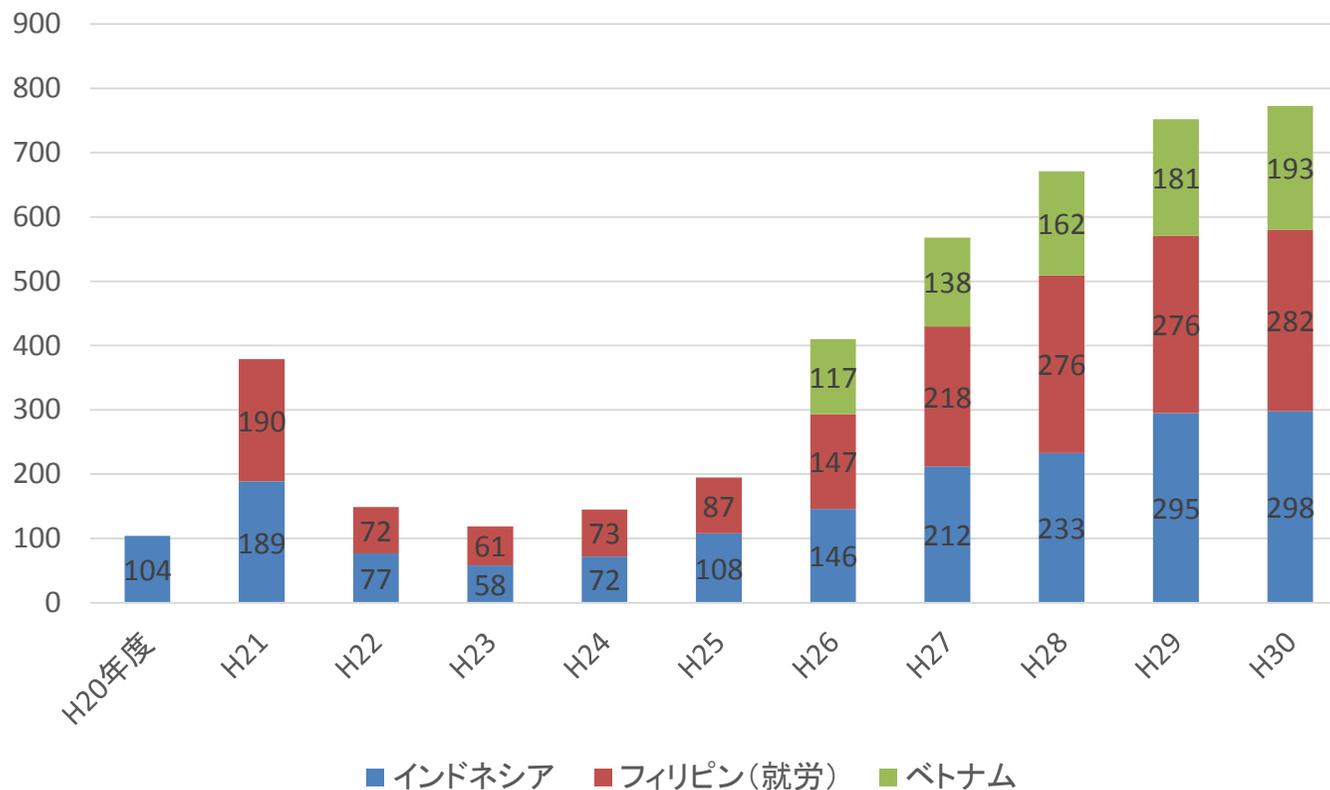
※【 】内は在留資格

## 1-5 介護福祉士を目指す外国人留学生が経験する一般的なルート



# 1-6 EPA（介護）の受入人数

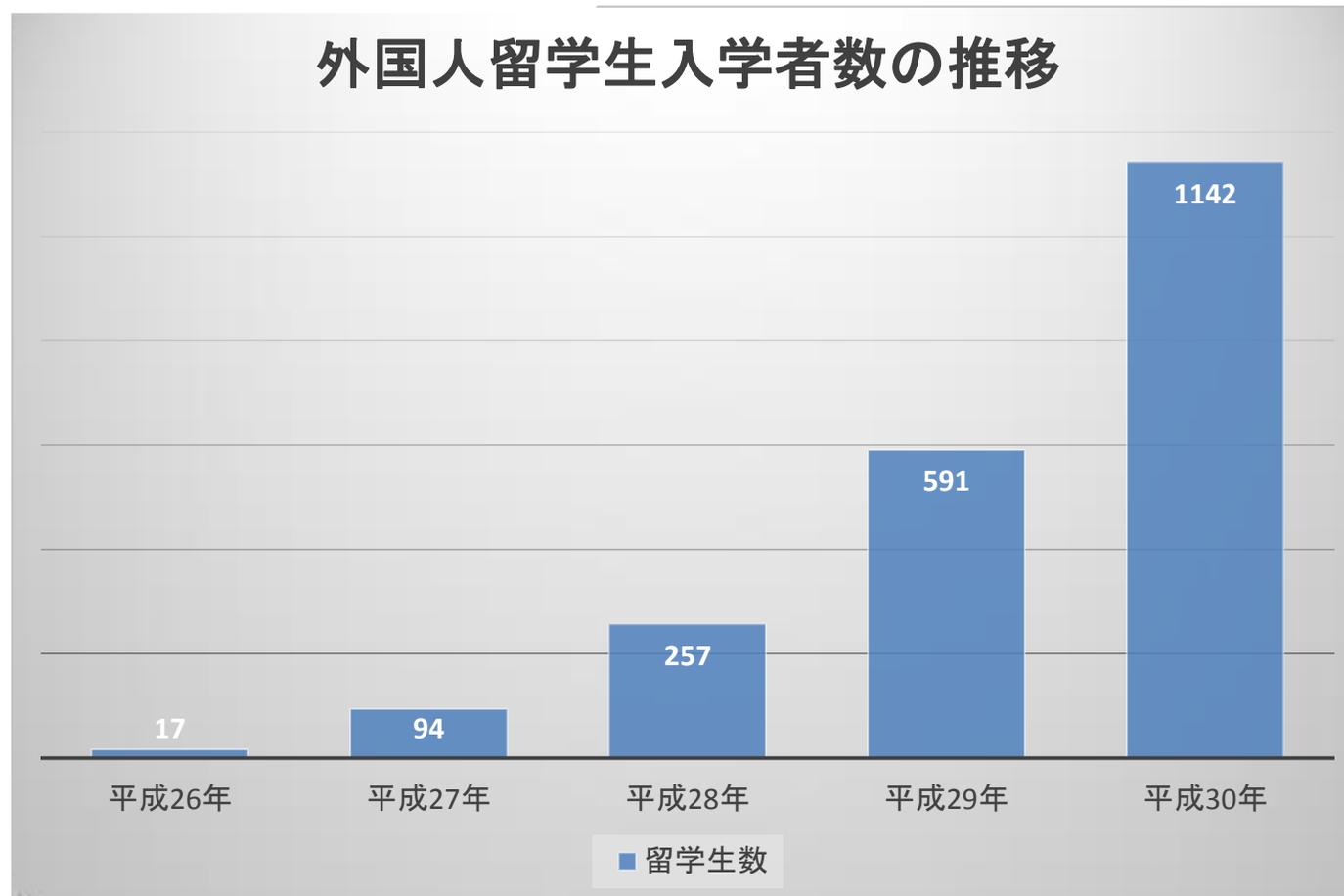
## 受入人数の推移



※累計で4265人

## 2 介護福祉士を目指す外国人留学生の状況

### 2-1 外国人留学生の入学者数



## 2-2 介護福祉士養成施設入学者数の推移

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
養成施設数(課程)	406	379	401	396	386
入学定員(人)	18,041	17,769	16,704	15,891	15,506
入学者数(人)	10,392	8,884	7,752	7,258	6,856
離職者訓練(人)	1,911	1,626	1,435	1,307	867
留学生内数(人)	17	94	257	591	1,142
出身国数	5か国	9か国	15か国	16か国	20か国
入学者に占める留学生割合	0.2%	1.1%	3.3%	8.1%	16.7%

(上記は日本介護福祉士養成施設協会調査による回答校の集計値)

## 2-3 入学者の国籍と人数

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
ベトナム	2	39	114	364	542
中国	12	27	53	74	167
ネパール	-	15	35	40	95
インドネシア	-	1	4	17	70
フィリピン	1	-	28	35	68
スリランカ	-	1	2	1	47
ミャンマー	-	6	5	10	34
インド	-	-	-	4	33
韓国	-	2	3	23	31
モンゴル	-	1	1	10	19
カンボジア	-	2	3	-	12
台湾	1	-	5	8	7
バングラデシュ	-	-	-	-	7
タイ	-	-	1	-	4
その他の国	1	-	3	5	6
<b>合計</b>	<b>17人</b>	<b>94人</b>	<b>257人</b>	<b>591人</b>	<b>1,142人</b>
<b>受入校数</b>	<b>10校</b>	<b>29校</b>	<b>49校</b>	<b>96校</b>	<b>136校</b>
<b>出身国数</b>	<b>5か国</b>	<b>9か国</b>	<b>15か国</b>	<b>16か国</b>	<b>20か国</b>

## 2-4 平成30年4月入学の外国人留学生の出身経路

出身経路	経路別の 構成比
1.出身国からの 直接入学	7.5%
2.日本国内の 日本語学校からの入学	80.1%
3.日本国内の日本語学校 を除く他校から入学	8.5%
4.日本国内既就労者の 入学	1.5%
5.その他	2.4%
計	100%

### 3 介護福祉士を目指す外国人留学生等に対する相談支援等の体制整備事業

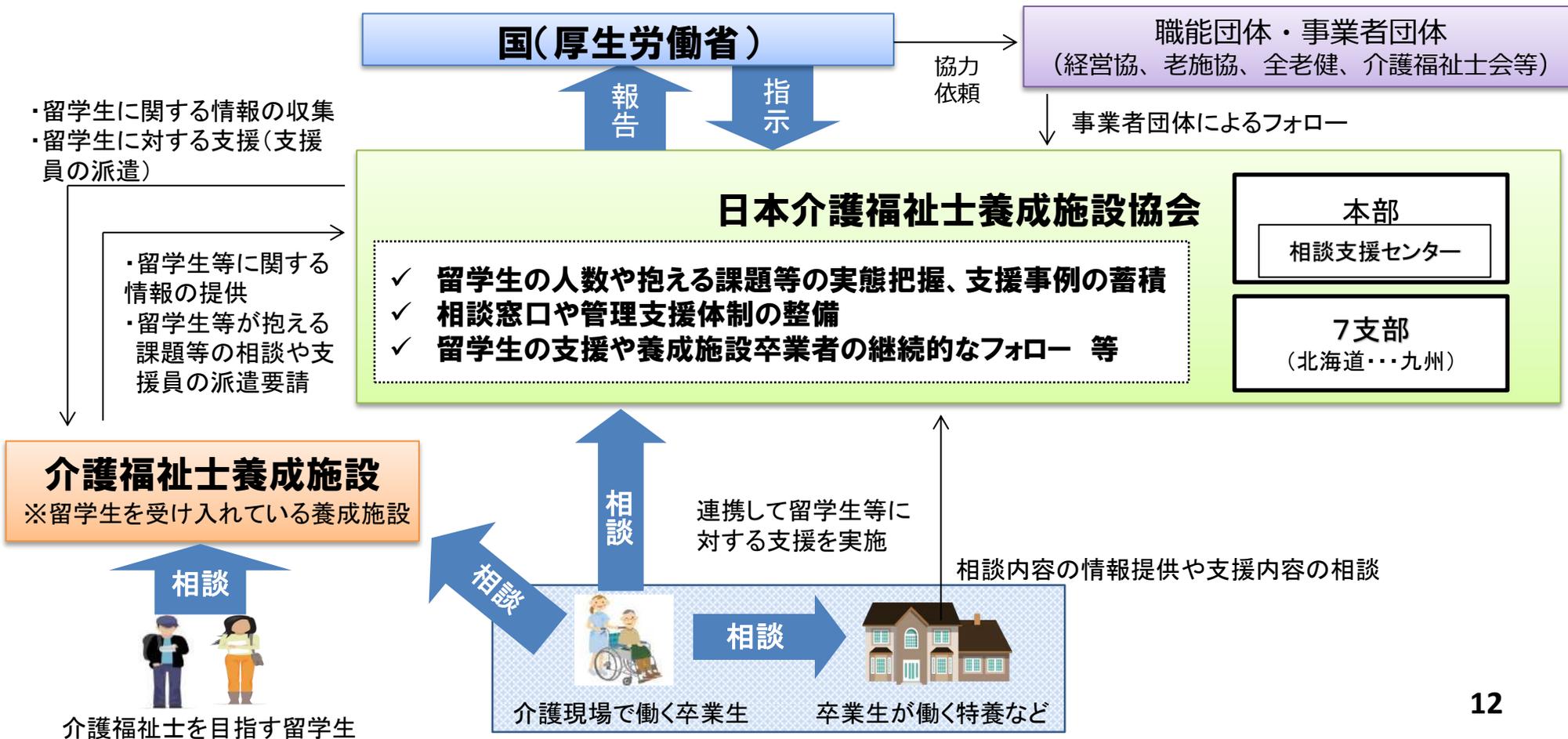
平成30年度事業

#### 3-1 事業の概要 ＜事業の目的＞

平成 28 年 11 月に「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」が成立・公布され、新たに在留資格「介護」が創設され、平成 29 年 9 月より施行されているところである。これにより、介護福祉士の資格を取得し、日本国内で介護の業務に従事するため、介護福祉士養成施設への外国人留学生が増加していくことが予想される。

このような**介護現場における専門人材として活躍が期待される外国人留学生等の実態把握を行う**とともに、**外国人留学生等の抱える課題に対する相談支援や日常生活面における支援を実施する体制を整備することにより、外国人留学生が円滑に学習・就労等を行うことができるよう支援すること**を目的とする。

#### ＜事業イメージ＞



## 3-2 事業の主な内容

事業内容(2)

### 事業推進委員会の設置・運営

#### 支部業務推進委員会

ア. 外国人留学生及び養成施設等の実態把握

イ. 外国人留学生及び養成施設等からの相談事例の集約

留学生受入支援（留学を志す者への情報提供、養成校での学習、日常生活、アルバイト、就職先の選択、就労状況など）に対する検討を行い効果的な支援体制の整備を図る

#### 本部業務推進委員会

ア. 外国人留学生等の現状分析

イ. 外国人留学生等に対する相談支援好事例のとりまとめ

ウ. 効果的な相談支援体制の検討

エ. 成果の公表

事業内容(3)

### 相談支援センターの運営・管理

相談業務を早期に開始、本部及び全支部において相談事例を容易に共有

【体制のイメージ】

日本語の専門家、国内労働法規に精通した者、介護分野の学習面・就職の指導に適した者等を配置  
多言語（日本語、英語、中国語、ベトナム語等）対応に配慮

【相談対応】

各方面からの各種相談に対し、助言の実施

【相談対応に関する情報提供】

HPの充実

✓HPの多言語化

✓相談事例の閲覧・検索機能

ツールの充実

✓日本の介護の紹介等留学生支援に資するパンフレット作成 等

介護の紹介や、在学中の学習や日常生活、修学資金貸付制度、各種奨学金制度、留学生が卒業後現場で活躍している事例の紹介などの情報提供

留学生支援に資するパンフレット等を作成

相談支援センターの運営のため、持続可能な連携体制・連携方法の構築

事業内容(4)

### 支部または関係機関等への協力要請

外国人留学生、養成校、日本語学校、介護施設等との関係性の緊密化

事業内容(5)

### 本部の協力要請に基づく相談支援の実施

事業内容(6)

### 養成施設等へのヒアリングの実施

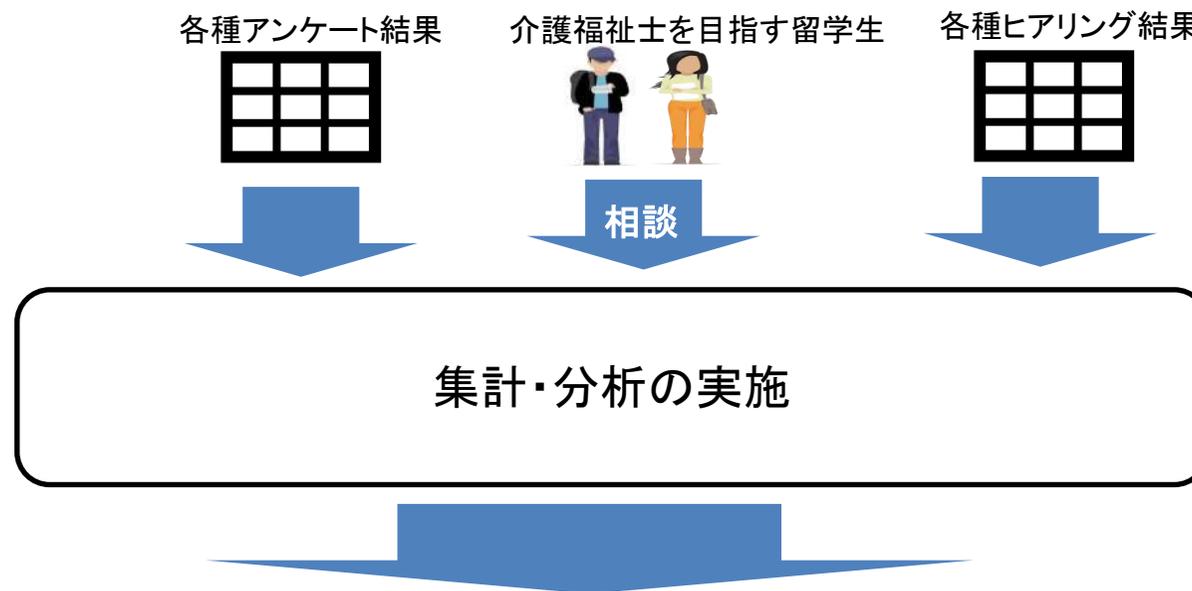
養成施設の職員から、外国人留学生からの相談の種類や内容等の実情を確認する。

事業内容(7)

### 海外の情報収集

送り出し国の教育機関から情報収集を行い、把握したニーズに対する対応方法の検討を行い結果を取りまとめ、各養成校等に周知。

### 3-3 事業の成果物一覧



対象	名称
介護福祉士養成施設	外国人留学生を受け入れる介護福祉士養成施設向け 相談支援体制構築の手引き
介護福祉士養成施設	相談支援事例集
介護施設	外国人介護人材を受け入れる介護施設職員のための ハンドブック
本部・支部委員会委員等	アンケート調査 報告書
外国人留学生及びその関係者	相談支援センターホームページなんでもQ&A

# 4 相談支援センター

## 4-1 相談支援センターのパンフレット

# 介護福祉士を目指す留学生のための相談窓口

～あなたをサポートします～



**English**

I am in trouble  
(Life, money, study, job, exam of Certified Care Worker, Japanese language, etc.)



**日本語**

苦っています  
(生活・お金・勉強・仕事・試験・介護福祉士の資格・日本語のことなど)





**中文**

遇到问题了  
(生活, 金钱, 学习, 工作, 介護福祉士の資格证, 日语等)



**Tiếng Việt**

Gặp các vấn đề khó khăn  
(Cuộc sống, tiền bạc, học tập, công việc, bằng cấp của nhân viên chăm sóc đặc biệt, bằng Nhật...)

**お困りごとがありましたら何でもご相談ください。**  
(留学生をはじめ、卒業生・養成施設・介護施設からのご相談も可能です)

まずは **電話** **メール** **LINE** **Facebook** でご相談ください。

対面での相談も可能です(全国可能)!

**WEB**でのご相談 [www.kaigo-ryugaku-support.net/](http://www.kaigo-ryugaku-support.net/)

Q&Aから今までのご相談もご覧いただけます。

**お電話**でのご相談 **0120-07-8505**  
(平日10～13時、14～18時)

**メール**でのご相談 [kaigo-ryugaku-support@kaiyokyo.net](mailto:kaigo-ryugaku-support@kaiyokyo.net)



LINE@での  
ご相談



Facebookでの  
ご相談

英語・中国語・ベトナム語によるご相談も可能です。

**介護福祉士を目指す留学生のための相談支援センター**

公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会 Consultation Center for International Students Studying Care Work

## 相談支援センターについて

Why? 何因 Tại sao?

介護福祉士を目指す外国人留学生等が抱えるお悩みの相談にのったり、支援をする相談センターを開設しました。無料で専門家が相談にお答えします。

## 相談方法

How? 如何 Bằng cách nào?

まずは **電話** **メール** **LINE** **Facebook** でご相談ください。

対面での相談も可能です(全国可能)!

**0120-07-8505**  
[kaigo-ryugaku-support@kaiyokyo.net](mailto:kaigo-ryugaku-support@kaiyokyo.net)  
(平日10～13時14～18時)

ALINEアプリの友だち追加からQRコードで登録

## 専門スタッフによる電話相談の時間帯

When? 何時 Khi nào?

下記の曜日や時間帯にそれぞれ専門スタッフが待機して電話相談を受け付けます!

英語・中国語による相談	水曜日・木曜日 10～13時 / 14～18時	介護分野の学習・就職に関すること	火曜日 10～13時 / 14～18時
ベトナム語による相談	金曜日 10～13時 / 14～18時	日本語の勉強に関すること	月曜日 10～13時 / 14～18時
比昇や社会保障に関すること	火曜日の14～18時		

## 対象の方

Who? 何人 Là ai?

留学生をはじめ、卒業生や養成施設、介護施設の方も歓迎です!

A 介護福祉士養成施設に在学中の外国人留学生
  B 外国人留学生として介護福祉士養成施設を卒業した方
  C 介護福祉士養成施設
  D 外国人介護人材を受け入れている介護施設 など

## 相談内容

What? 何事 Là gì?

介護福祉士を目指す留学生に関する、あらゆるお悩みをご相談ください!

- ◆留学生の場合: 生活のこと・お金のこと・勉強のこと・仕事のこと・介護の資格のこと・日本語のこと など
- ◆養成施設の場合: 留学生からの相談のこと など
- ◆介護施設の場合: 留学生のアルバイト採用のこと など

**公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会**

〒100-0015 東京都千代田区麹町4-1-12 二六ビル7階  
TEL:03-5561-1414 FAX:03-5561-1414  
日本介護福祉士養成施設協会 相談支援センター

## 4-2 相談支援センターの概要(その1)

### 相談支援センターについて >>>

Why? 何因 Tại sao?

介護福祉士を目指す外国人留学生等が抱えるお悩みの相談にのったり、  
支援をする相談センターを開設しました。無料で専門家が相談にお答えします。

### 相談方法 >>>

How? 如何 Bằng cách nào?

まずは **電話** **メール** **LINE@** **Facebook** でご相談ください。

対面での相談も可能です(全国可能)!

 **0120-07-8505**

 [kaigo-ryugaku-support@kaiyokyo.net](mailto:kaigo-ryugaku-support@kaiyokyo.net)

(平日10～13時 14～18時)

WEB



LINEアプリの「友だち追加」から「QRコード」で登録!

## 4-3 相談支援センターの概要(その2)



### 専門スタッフによる電話相談の時間帯 >>> When? 何时 Khi nào?

下記の曜日や時間帯にそれぞれ専門スタッフが待機して電話相談を受け付けます!

英語・中国語による相談	水曜日・木曜日の 10～13時/14～18時	介護分野の学習・ 就職に関すること	火曜日の 10～13時/14～18時
ベトナム語による相談	金曜日の 10～13時/14～18時	日本語の勉強に関すること	月曜日の 10～13時
仕事や社会保険に関すること	火曜日の14～18時		

3月31日限りで専門スタッフの配置を中止しています

### 対象の方 >>> Who? 何人 Là ai?

在学生をはじめ、卒業生や養成施設、介護施設の方も歓迎です!

- A** 介護福祉士養成施設に在学中の外国人留学生
- B** 外国人留学生として介護福祉士養成施設を卒業した方
- C** 介護福祉士養成施設
- D** 外国人介護人材を受け入れている介護施設 など

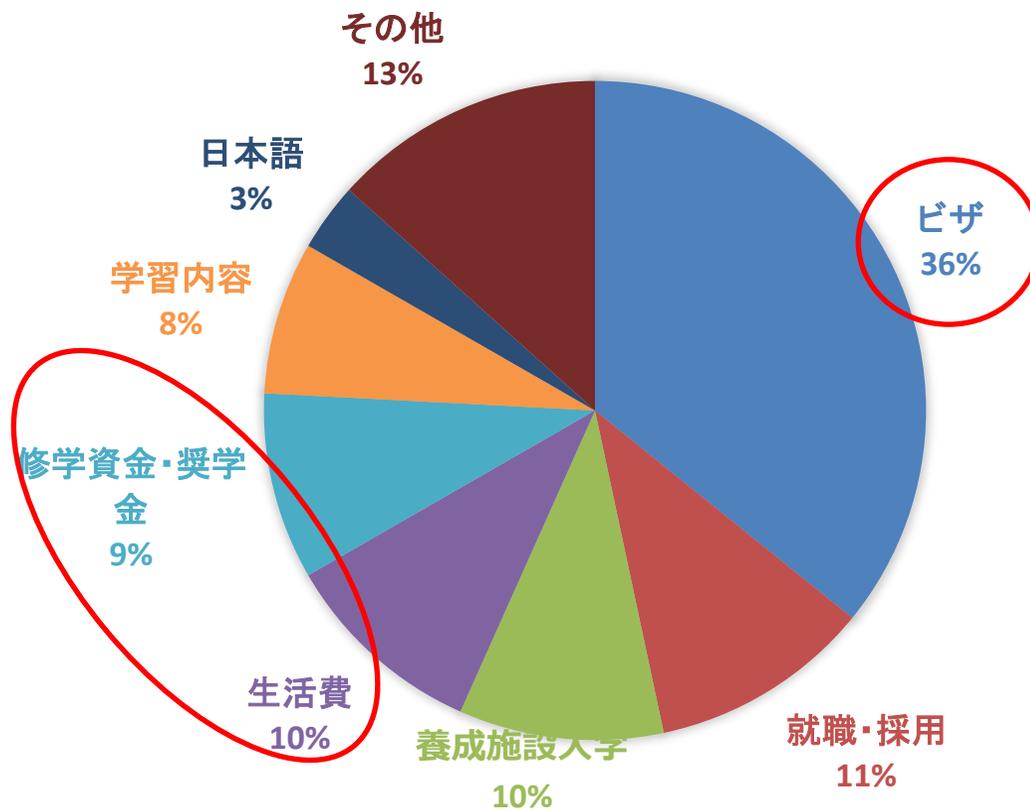
### 相談内容 >>> What? 何事 Là gì?

介護福祉士を目指す留学生に関する、あらゆるお悩みをご相談ください!

- ◆留学生の場合: 生活のこと・お金のこと・勉強のこと・仕事のこと・介護の資格のこと・日本語のこと など
- ◆養成施設の場合: 留学生からの相談のこと など
- ◆介護施設の場合: 留学生のアルバイト採用のこと など

#### 4-4 相談支援センターへの相談内容

### 相談内容ごとの割合



# 5 相談支援センターホームページ

## 5-1 ホームページの概要(その1)



## 5-2 ホームページの概要(その2)

### ホームページのコンテンツ

- 相談フォーム

フォームに入力することにより、相談支援センターへメールで送信

- なんでもQ&A

外国人留学生向けQ&Aなど(今後逐次増強予定)

- 受入学校一覧

外国人留学生を受け入れる養成施設の一覧(絞り込み可)

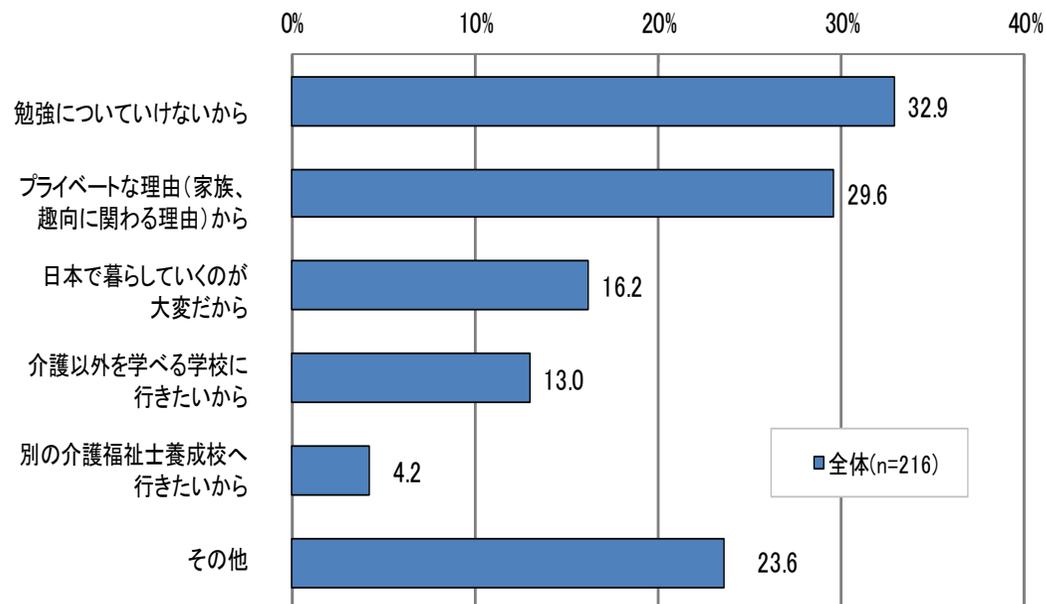
- 介護福祉士を目指す留学生に関すること

世界の国々と日本の高齢化、介護福祉士とは など

## 6 アンケートについて

### 6-1 外国人留学生に対するアンケートの結果の一部(その1)

問22-1. あなたが、介護福祉士養成校を辞めたいと思ったのはなぜですか。  
(複数選択) (n=216)

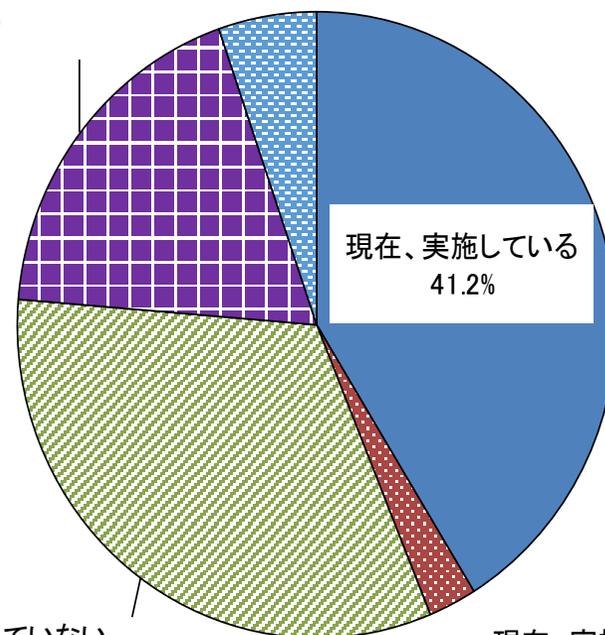


## 6-2 学校に対するアンケートの結果の一部(その1)

問18. 貴校では、留学生を対象とした独自の教育を実施していますか。(1つ選択) (n=114)

現在、実施しておらず当面、実施する予定もない  
18.4%

その他  
5.3%

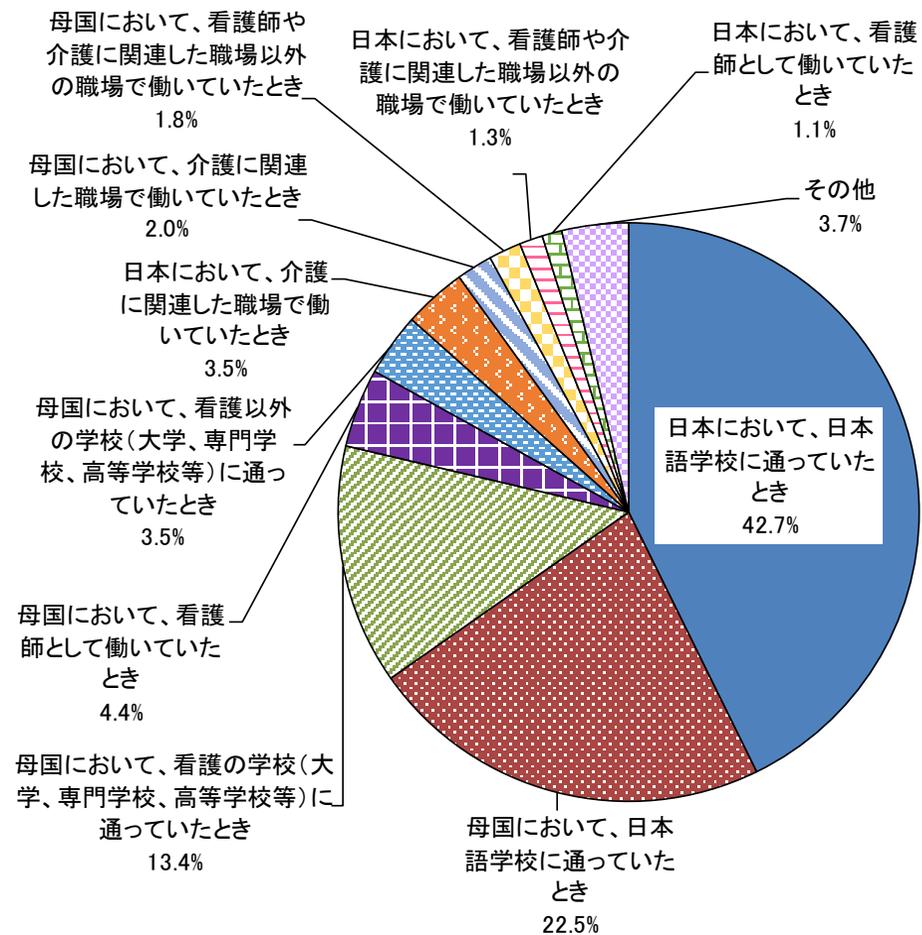


現在、実施していないが、これから実施の検討をしていく予定  
32.5%

現在、実施していないが、今後、実施する予定・計画がある  
2.6%

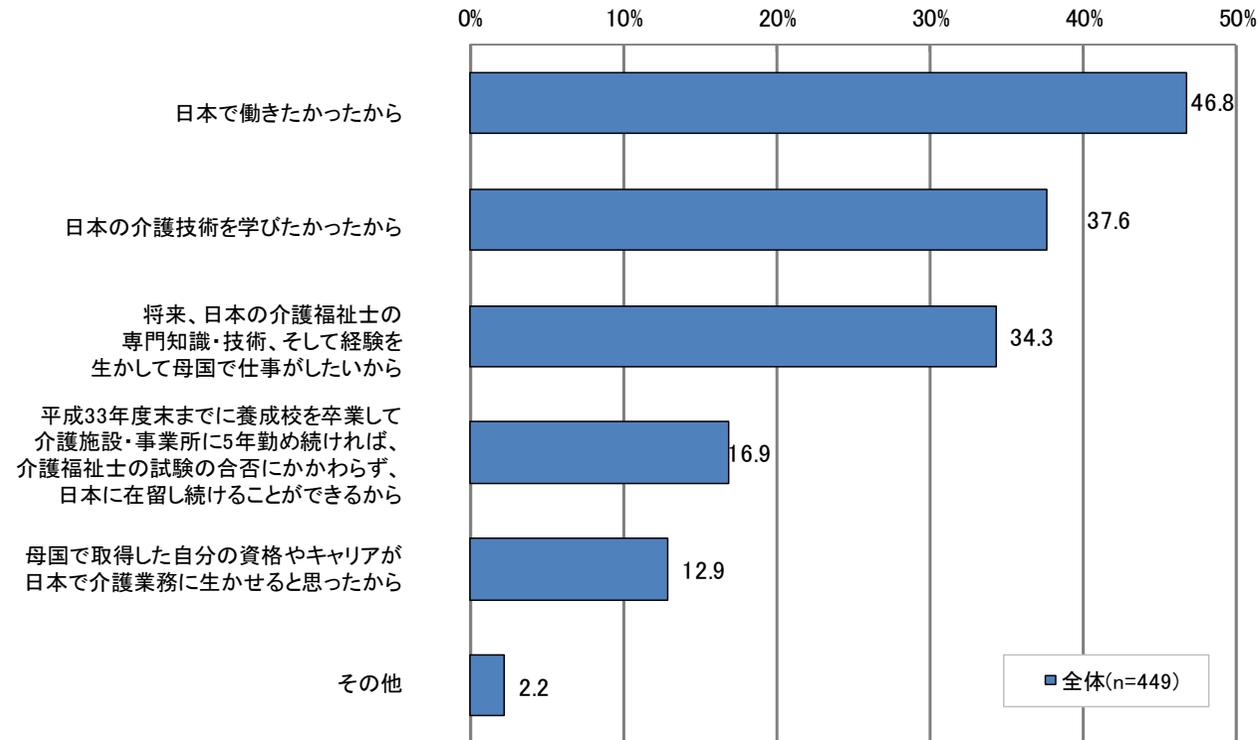
### 6-3 外国人留学生に対するアンケートの結果の一部(その2)

問5.あなたが、日本の介護福祉士養成校に入学しようと考え始めた時期はいつですか。(1つ選択) (n=454)



## 6-4 外国人留学生に対するアンケートの結果の一部(その3)

問6.あなたが、日本の介護福祉士養成校に入学しようと思ったのはなぜですか。(複数選択) (n=449)



## 7 お金について

### 7-1 介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生に対する修学資金等の貸付け

- 平成29年9月より在留資格「介護」が創設されたことにより、在留資格「留学」による留学生が留学中に介護福祉士国家資格を取得し、介護業務に従事することで日本に長期間滞在できることとなった。
- これにより、今後、日本に留学する外国人が介護福祉士養成施設に入学し、介護福祉士の資格を取得する者が増加することが見込まれる。
- このため、こうした者が養成施設で修学する際に必要となる費用等について貸付けを行い、介護福祉士の資格を取得後、日本国内で高度人材として就労し、介護サービスの生産性の向上に寄与できるよう、その受入環境の整備を早期に図りつつ、国内での介護人材の確保を加速化するため、介護福祉士修学資金等の充実を図る。

#### 事業実施スキーム

##### 養成施設入学者への修学資金貸付け

##### ○貸付額(上限)

##### 介護福祉士養成施設修学者

- ア 学 費 5万円(月額)
- イ 入学準備金 20万円(初回に限る)
- ウ 就職準備金 20万円(最終回に限る)
- エ 国家試験受験対策費用 4万円(年額) 等

##### 【実施主体】

都道府県又は  
都道府県が適当と認める団体



貸付

##### 【福祉・介護の仕事】

借り受けた修学資金等の返済を**全額免除**。



**5年間、介護の仕事に継続して従事**

(途中で他産業に転職、  
自己都合退職等)

借り受けた修学資金を実施主体に返済。



在留資格「留学」により  
入国した留学生

入学

介護福祉士養成施設  
の学生

卒業、  
資格取得

資格取得後、介護業務に従事することで  
在留資格「介護」により長期滞在可能

## 7-2 在留資格「留学」の申請書の記入項目(抜粋)

26 滞在費の支弁方法等(生活費, 学費及び家賃について記入すること。)※複数選択可

(1)支弁方法及び月平均支弁額

本人負担 \_\_\_\_\_円  在外経費支弁者負担 \_\_\_\_\_円

在日経費支弁者負担 \_\_\_\_\_円  奨学金 \_\_\_\_\_円

その他 \_\_\_\_\_円

(2)送金・携行等の別

外国からの携行 \_\_\_\_\_円  外国からの送金 \_\_\_\_\_円

(携行者 \_\_\_\_\_ 携行時期 \_\_\_\_\_)  その他 \_\_\_\_\_円

(3)経費支弁者(複数人いる場合は全てについて記入すること。)※任意様式の別紙可

①氏名 \_\_\_\_\_.

②住所 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_.

③職業(勤務先の名称) \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_.

④年収 \_\_\_\_\_円

(4)申請人との関係(上記(1)で在外経費支弁者負担又は在日経費支弁者負担を選択した場合に記入)

夫  妻  父  母  祖父  祖母  養父  養母

兄弟姉妹  叔父(伯父)・叔母(伯母)  受入教育機関  友人・知人

友人・知人の親族  取引関係者・現地企業等職員

取引関係者・現地企業等職員の親族  その他( \_\_\_\_\_ )

(5)奨学金支給機関(上記(1)で奨学金を選択した場合に記入)※複数選択可

外国政府  日本国政府  地方公共団体

公益社団法人又は公益財団法人( \_\_\_\_\_ )  その他( \_\_\_\_\_ )